

高知市職員等旅費条例施行規則をここに公布する。

令和7年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市規則第30号

高知市職員等旅費条例施行規則

高知市職員等旅費条例施行規則（昭和36年規則第68号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、高知市職員等旅費条例（昭和36年条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員等の旅費支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第2条第8号に規定する規則で定める者等）

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（職員以外の者の旅費）

第4条 条例第3条第4項に規定する規則で定める旅費は、次に掲げる旅行をした場合（本市に在勤又は在住する者が本市内を旅行した場合を除く。）に限り支給するものとし、この場合における旅費の額は、職員の出張の例に準じて計算した額とする。

- (1) 証人、鑑定人、参考人、通訳その他これに類する者として旅行した場合
- (2) 臨時の講義若しくは講演又は専門的調査研究のために旅行した場合
- (3) 市長等の職にある者が姉妹都市等を訪問する場合に、市の公式訪問団の代表の随伴として、代表者の配偶者が公務上旅行する場合
- (4) 境界の立会い、現地の確認等のため、関係者が市の依頼に基づき旅行した場合

（旅行取消し等の場合における旅費）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第18条、第20条第1項及び第21条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第26条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、条例第14条に規定する車賃を除く。）並びに宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、条例第10条各号、第11条各号、第12条各号、第13条各号、第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、いずれか少ない額

(2) 前号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費喪失の場合における旅費）

第6条 条例第3条第7項に規定する市長が定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の通知）

第7条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに必要な事項を支出命令者等に通知しなければならない。

（旅行命令等の変更の申請）

第8条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（旅費の請求手続）

第9条 条例第9条第1項に規定する所定の書類及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項は、市長が別に定めるものとする。

2 条例第9条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

3 条例第9条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

4 条例第9条第4項及び第28条第2項に規定する給与の種類は、高知市職員給与条例（昭和26年条例第11号）に規定する給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

5 条例第9条第5項に規定する規則で定めるものは、市長が別に定める方法とする。

6 旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求の書類を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

7 前項の場合において、請求の書類を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

8 支出命令者等は、旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求の書類に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 条例第10条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第11条 条例第11条に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第12条 条例第12条に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊費基準額)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める上限額は、別表第1のとおりとする。

(宿泊手当の額等)

第14条 条例第17条に規定する宿泊手当の額は、別表第2のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含み、条例第14条に規定する車賃を除く。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第15条 条例第18条に規定する転居費の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、条例第18条及び前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第16条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、公設宿舍等への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(市内旅行等の旅費)

第17条 本市に所属する公署に在勤する職員が本市内又は高知県内の他の市町村に旅行する場合（以下「市内旅行等」という。）の旅費については、条例第7条の規定により鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃について、市内旅行等以外の場合と同様に計算する。

(特殊な市内旅行等)

第18条 市内旅行等であって、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊するものについては、前条に規定する旅費のほか、条例第7条の規定により計算した条例第15条に規定する宿泊費及び条例第17条に規定する宿泊手当を支給する。

(市内旅行等の旅費の支給日)

第19条 市内旅行等の旅費は、前条の場合を除き、翌月にこれを支給する。ただし、退職又は死亡のときは、その際これを支給する。

(退職者等の旅費)

第20条 条例第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、職員として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、職員として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費)

第21条 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(調整)

第22条 条例第26条の規定により、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

- (1) 旅行者が公用の船車により旅行した場合は、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。
- (2) 条例第14条に規定する場合において、路程が8キロメートル未満のときは、車賃を支給しない。ただし、任命権者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- (3) 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に規定する療養補償、地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の宿泊費の2分の1に相当する額を支給しない。
- (4) 市の経費以外の経費から旅費が支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち市の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。
- (5) 職員等が、市長又は市議会議員その他任命権者が市長と協議して定める者に同行して旅行する場合は、必要に応じこれらの者と同額の旅費を支給することができる。

(その他)

第23条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円

秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

別表第2（第14条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円